

株式会社 鹿沼梶包運輸

「新型コロナウイルス感染予防対策」ガイドラインにおける詳細について

物流（輸配送）業務を行う従業員が、感染者や濃厚接触者に該当した場合、一定期間の療養や出勤不可能な場合が予想されるため、乗務員ならびに作業員等に下記の対策を実施させるとともに、管理者も含めた業務体制、連絡体制に係る感染対策を実施しています。

従業員等の感染防止に努め、「3つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じます。

講じる具体的な対策

1) 感染予防策定や変更の体制

- 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について、検討する体制を整え、総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と連絡体制を確立する

2) 従業員の健康管理

- 従業員に対して、出勤前の自宅での検温を依頼し、その結果や症状の有無を報告、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする

- 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める

3) 乗務員に対する点呼

- 対面でのやりとりはできるだけ避け、可能な限り 2 m の距離をあけて行う

- 点呼実施者と運転者の間をアクリル板・透明ビニールカーテンなどを用いて遮断する

- 点呼場所にて、空気換気が可能な場合、1 時間に 2 回程度の換気に努める

- 「3つの密」を避ける

4) 事業所での体制

- 他人と共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を、1 時間に 1 回消毒する

(ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手摺、電話など)

このために事務所各所へ手指消毒用の消毒液の配置をする

※消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液やエタノール等、最適な消毒液を用いる

- 1 時間に 2 回程度、窓を開け換気に努める

- 飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ 2 メートルを目安に間隔をあけ可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫をする

- 近隣の会社施設を利用して、一室で作業をする人数制限を行う

- 社内会議は基本的にオンライン会議を活用する

- 少人数での会議については、必要性を検討し、直接対面での会議を控える。

- 社外の会議等については、オンラインでの会議参加などの手段も検討し可能な限り直接対面での会議参加を控える。

5) 乗務員に対して

- 荷物の受け渡し、荷役等において、マスクを着用するとともに、お客様との直接接触を減らすよう努め、荷積み前や荷降ろし後は、車内の消毒に努める
- 気温・湿度の高い中での荷役において、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクをはずし熱中症や脱水症を防ぐよう努める
- マスクを着用している時は、負担のかかる作業を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、マスクをはずして休憩をとるとともに、こまめに水分を補給する
- 始業前、終業時にハンドル、チェンジレバー、ドアノブ、端末のボタンなどで触れる頻度の多いところをアルコールや次亜塩素酸ナトリウムによる拭き取り消毒を行う

6) 全般的な対策

- 手洗いの励行（休憩時など手洗いが可能な環境では必ず手洗いを実施する）
- 周囲に広げない対策として、常時マスクの着用を促す（熱中症対策や脱水症対策は除く）

新型コロナウィルス感染症の陽性者等が発生した場合等の対応

- ◎保健所、医療機関の指示に従う
- ◎従業員が感染した旨を速やかに地方運輸局等に連絡する
 - (1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化
 - 新型コロナウィルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知徹底する。
 - (2) 陽性者等が出た場合の把握
 - 新型コロナウィルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡する。
 - 新型コロナウィルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡する。
 - 新型コロナウィルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署（担当者）を決め、全員に周知する。
 - 新型コロナウィルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化する
 - (3) その他の対応
 - 濃厚接触者への対応等について、最寄りの「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」へ相談する。

下記より引用

- 「物流業における新型インフルエンザ対策ガイドライン（緊急対策マニュアル）」
- 「トラックにおける新型コロナウィルス感染予防対策ガイドライン（第2版）」